

# 令和3年度公益財団法人わかやま産業振興財団 事業再構築等支援事務員 募集案内

(公財) わかやま産業振興財団では、県内中小企業等の思い切った事業再構築の促進を目的に、中小企業等事業再構築促進事業（経済産業省 令和2年度第3次補正予算）に係る「事業再構築補助金」等の支援策の活用を支援するための総合相談窓口を設置します。

今回、上記業務を円滑に実施するための職員として、「事業再構築支援事務員」を以下の内容で募集します。

## 1 中小企業等事業再構築促進事業（経済産業省中小企業庁）とは

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等が認定支援機関や金融機関と共同で策定し、国の認定を受け、両者が一体となって取り組む事業再構築計画の実施に必要な経費の一部を国が補助する事業

### 事業再構築の例

新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等

※ 中小企業等事業再構築促進事業に係る事業再構築計画の認定、補助金の申請受付・交付等は、国の委託を受けた機関が実施するもので、当財団が行う業務ではありません。当財団の支援業務としては、事業再構築計画の策定を行う認定支援機関・県内中小企業等からの相談業務を行います。

## 2 募集職種及び人員

事業再構築等支援事務員 1名（常勤）

※ 試験の結果、合格者がいない場合もあります。

## 3 募集期間

令和3年2月22日（月）～ 令和3年3月11日（木）

## 4 業務内容

(1) 県内事業者の事業再構築促進に係る総合相談窓口としての業務例

- ① 和歌山県内の中小企業等からの事業再構築に係る総合相談窓口（総合相談窓口または訪問による相談支援）
- ② 和歌山県内の中小企業等が認定支援機関と共同で行う「事業再構築補助金」等に係る事業再構築計画の策定等に関する総合相談
- ③ 上記に係る県内中小企業等と認定支援機関のマッチング
- ④ 事業再構築計画を策定等する際に必要があれば、他支援機関や支援策、専門家の紹介
- ⑤ その他、県内中小企業等の事業再構築に関する支援業務スタッフの構成（当面の予定）

チーフコーディネーター	1名	(常勤)
コーディネーター	4名程度	(常勤又は非常勤)
事業マネージャー	1名	(常勤)
事務員	1名	(常勤)

## (2) 事務員としての業務例

事業再構築支援のための総合相談窓口における以下の業務とします。

- ① 事業マネージャー等の業務補助
- ② 経理（本事業に係る予算・決算等の経理・事務作業等）
- ③ 庶務（謝金・給与・旅費等の支払、物品調達等）
- ④ その他事業の実施に必要な業務
- ⑤ 上記①～④に係る関係機関及び関係団体、事業者等との連絡調整、出張、書類・資料等の作成等

## 5 任期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※ 国及び県における当該事業に係る予算成立を条件とし、かつ、業務実績等を勘案のうえ、更新する場合があります。

## 6 受験資格

【以下の要件のすべてに該当する者】

- ① 県内企業に対する支援に意欲のある者
- ② 民間企業等における事務の実務経験を1年以上有する者
- ③ 事業者との連絡調整などの対外交渉、報告書作成等の内部処理や電話応対、整理整頓等の雑務もこなすことができる者
- ④ 他のコーディネーター等や当財団職員等と円滑に連携できる協調性がある者
- ⑤ 普通自動車免許（AT限定免許可）を有し、日常の運転を支障なくできる者
- ⑥ パソコン操作（ワード・エクセル・メール等）を支障なくできる者
- ⑦ インターネットや電子メールによる情報発信等を支障なくできる者
- ⑧ 健康状態が良好であること

【以下のいずれかに該当する者は受験できません。】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

## 7 勤務条件等

### (1) 給与及び勤務日等

- ① 給料は、月額201,000円とします。
- ② 通勤手当は、居住地から勤務地までの距離が2km以上の場合、当財団規程により支給します。

- ③ 超過勤務手当は、当財団規程により支給します。
- ④ 勤務日は、当財団の勤務日とします。  
※ 休日は、原則として土曜日、日曜日、法で定める休日、12月29日から1月3日とします。
- ⑤ 当財団の就業規程に基づく有給休暇等の休暇制度があります。

(2) 勤務時間

原則として、午前9時から午後5時45分（午後0時から午後1時は休憩時間）とします。ただし、必要により時間外に勤務を要する場合があります。

(3) 勤務地

公益財団法人わかやま産業振興財団

（所在地：和歌山市駿河町16番地 フォルテワジマ南館 4階）

但し、相応の理由がある場合は、理事長が指定する場所とします。

(4) その他

- ① 社会保険、雇用保険、労災保険に加入します。
- ② 業務上の旅費については、当財団規定により別途支給します。
- ③ 通勤手当及び超過勤務手当以外の手当は支給しません。

8 採用予定日

令和3年4月1日

9 選考方法

(1) 第1次試験（書類審査）

受験申込書により書類審査を行い、可否について全員に郵送にて通知します。

※ 令和3年3月12日（金）に発送を予定しています。

(2) 第2次試験（面接審査）

第1次試験合格者に対し個人面接を行い、最終的な可否を決定します。

※ 令和3年3月18日（木）又は19日（金）に実施を予定しています。

※ 試験会場は、公益財団法人わかやま産業振興財団内（和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階）を予定しています。

※ 試験場所、時間等の詳細については、第1次試験合格通知の際にお知らせします。

※ 受験者本人の試験結果については、口頭で開示請求することができます。開示を希望する人は、以下により受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参のうえ、当財団に請求してください。

試験の種類	開示請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から令和3年3月31日まで (午前9時から午後5時まで)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験の得点及び順位	

## 10 受験申込書等の配布と申込み方法

### (1) 受験申込書等の配布

#### 【直接入手する場合】

受験申込書等は、令和3年2月22日(月)から、公益財団法人わかやま産業振興財団(和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階)において配布します。

配布時間は、午前9時から午後5時までです。ただし、土曜日、日曜日、法に定める祝日は除きます。

#### 【郵送により入手する場合】

郵送で受験申込書等を請求される場合は、宛先を明記した返信用封筒(角形2号封筒〈240mm×332mm〉に140円分の切手を貼付したものを)を同封し、表面に「事務員受験申込書請求」と朱書きしてください。

請求先 〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階  
公益財団法人わかやま産業振興財団 総務部

なお、受験申込書等は、公益財団法人わかやま産業振興財団のWEBサイト(<https://www.yarukiouendan.or.jp/>)からダウンロードすることができます。

### (2) 応募方法等

応募は郵送のみとします。(持参による受付はしません。)

封筒の表面に「事務員受験申込書在中」と朱書きし、下記受験申込書を同封のうえ、必ず簡易書留で郵送してください。

なお、提出された受験申込書は、一切返却いたしません。

#### (受験申込書)

- |  |     |
|--|-----|
| ① 受験申込書(写真貼付)  | 様式1 |
| ② 学歴・職歴・主な業績の詳細  | 様式2 |
| ③ 受験の動機、自己アピール等  | 様式3 |
| ④ 返信用封筒1通(長形3号〈120mm×235mm〉に <u>404円分の切手(簡易書留用)</u> を必ず貼付し、ご自分の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの) |     |

### (3) 受付期間

令和3年2月22日(月)～令和3年3月11日(木) 17:00必着

### (4) 応募に当たっての注意事項

- ① 提出書類に不足等がある場合は、「書類不備」として扱い、書類審査(第1次試験)ができない場合もありますので、十分ご注意ください。
- ② 応募に係る費用(面接のための交通費等も含む)は、自己負担となります。
- ③ 応募書類の内容に虚偽があることが判明した場合は、採用後に採用を取り消すことがあります。
- ④ 提出書類は日本語で作成してください。

【問い合わせ先】

〒640-8033

和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

公益財団法人わかやま産業振興財団

総務部 岡本、谷口

T E L 073-432-3412

F A X 073-432-3314

E-mail [soumu@yarukiouendan.jp](mailto:soumu@yarukiouendan.jp)